

明石市旧大久保清掃工場ほか解体工事

優先交渉権者選定基準

2024年（令和6年）12月

明 石 市

目 次

1	総則.....	1
2	優先交渉権者選定の手順.....	2
3	参加資格審査.....	4
4	提案書の基礎審査.....	4
5	加点審査の方法.....	4
6	優先交渉権者の選定.....	8

1 総則

明石市旧大久保清掃工場ほか解体工事（以下「本工事」という。）を実施する事業者には、施設の解体に関する専門的な知識やノウハウが求められる。このため、事業者の選定に当たっては、価格及びその他の条件（性能、機能、技術等）によって優先交渉権者を選定する公募型プロポーザル方式を採用する。

この優先交渉権者選定基準は、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を選定するため、要求水準書等の内容について応募者から提出された提案書を可能な限り客観的に評価する基準として示すものである。

2 優先交渉権者選定の手順

(1) 参加資格審査

明石市（以下、「市」という。）は、応募者から提出される参加表明書及び参加資格審査申請書類により、募集要項に示す参加資格要件をすべて満たしていることを確認する。参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

(2) 提案審査

ア 提案書の基礎審査

市は、提案書類に記載された内容が、この優先交渉権者選定基準に示す基礎審査項目をすべて満たしていることを確認する。基礎審査項目について1項目でも満たさないことが確認された場合は失格とする。

イ 提案書の加点審査（内容点）

「新ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）は、この優先交渉権者選定基準に示す加点審査の方法に従い、提案書類の加点審査を行い、内容点とする。なお、内容点の合計が6点を下回る場合は失格とする。

ウ 開札

市は、見積書に記載された見積価格が、提案上限額の範囲内であることを確認するとともに、見積価格を選定委員会に報告する。なお、開札の結果、見積価格が提案上限額を超えている見積参加者は失格とする。

エ 見積価格の加点審査（価格点）

選定委員会は見積価格について、優先交渉権者選定基準に示す得点化方法に従って評価し、価格点とする。

オ 総合評価値の算定

選定委員会は、内容点と価格点を合計し総合評価値を算出する。

カ 最優秀提案者の選定

- (ア) 選定委員会は、総合評価値が最も高い提案を行った応募者を最優秀提案者として選定する。
- (イ) 総合評価値の最も高い提案が2以上ある場合、採点表（審査基準）の項目「価格点」の得点が最も高い者を選定する。
- (ウ) (イ) の得点も同じ者が2以上ある場合、採点表（審査基準）の項目「工期の短縮」の得点が最も高い者を選定し、それも同点の場合は、くじにより優先交渉権者を選定する。

キ 優先交渉権者の選定

市は、選定委員会における最優秀提案の選定結果をもとに、優先交渉権者を選定する。

(3) 審査の流れ

上記1、2に示した審査等の流れは、次の図に示すとおりである。

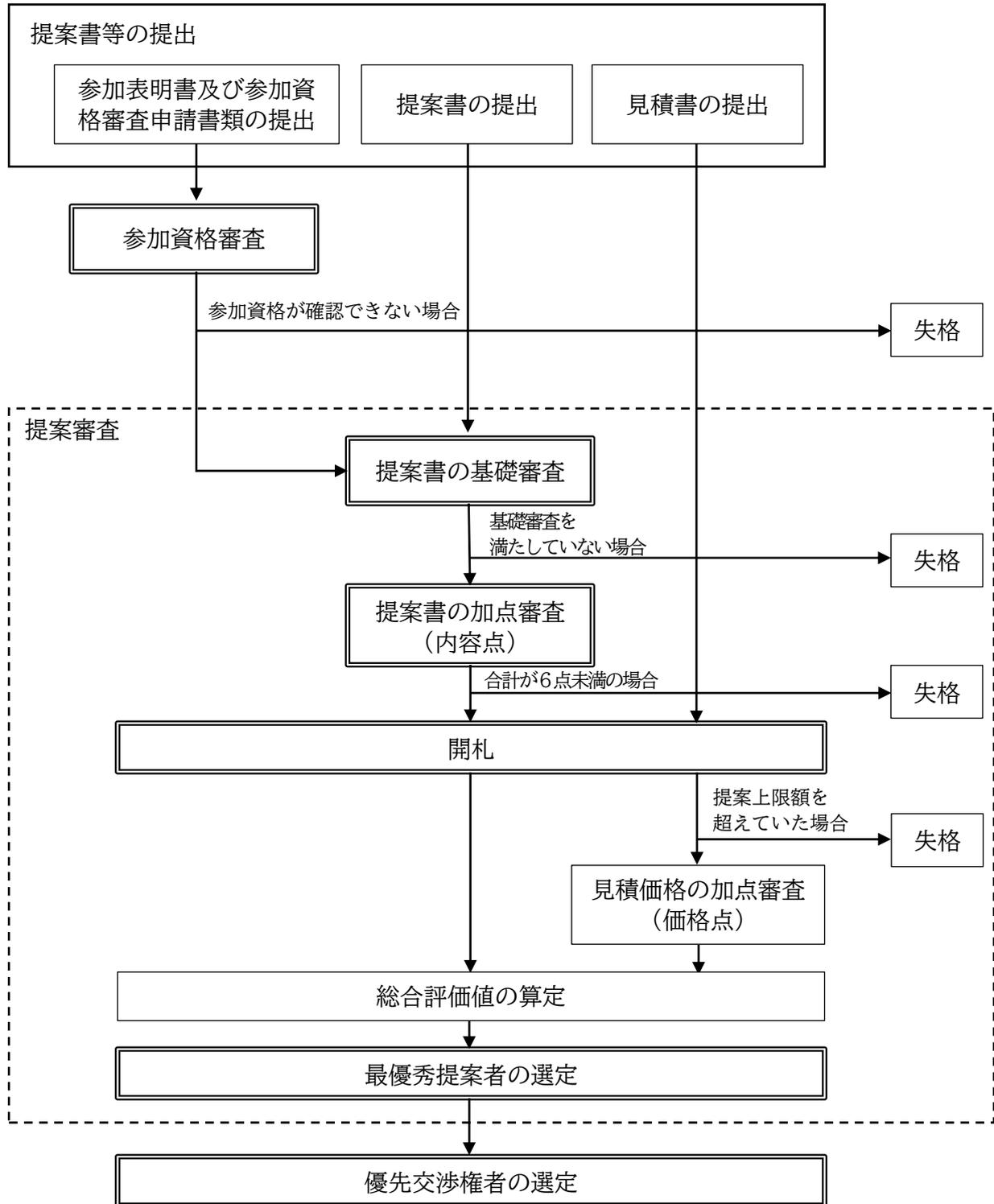


図1 優先交渉権者選定の手順

3 参加資格審査

市は、参加表明書と同時に提出される参加資格審査申請書類から、募集要項に記載した応募者が満たすべき参加資格要件について確認し、確認の結果を代表企業に対し通知する。資格不備の場合は失格とする。

4 提案書の基礎審査

(1) 審査方法

市は、応募者から提出される提案書が以下に示す基礎審査項目を満たしていることを確認する。基礎審査項目について1項目でも満たさないことが確認された場合は失格とする。全ての基礎審査項目を満たしていることが確認された場合、当該提案書について加点審査を行う。

表1 基礎審査項目

審査対象	審査項目
全般的事項	<ul style="list-style-type: none">・提出が求められている書類が揃っていること。・提案書全体について、提案事項間の齟齬、矛盾等がないこと。・提案書全体について、指定された構成（項目の構成、ページ数制限等）となっていること。
工事にに関する事項	<ul style="list-style-type: none">・各様式（「様式集」参照）に対して記載された提案の内容が、要求水準を満たしていること。

5 加点審査の方法

(1) 審査方法

選定委員会は、事業者から提案された見積価格及び提案内容について、総合的に審査を行う。

加点審査においては、提案書に関する事項及び見積価格に関する事項について提案内容を得点化した内容点及び価格点を算出し、その合計値を総合評価値とする。

(2) 提案書に関する事項の得点化方法

選定委員会は、提案書に記載された内容について、要求水準書等に示す要件を超える部分に対して、その評価に応じた得点を付与する。

なお、提案内容の審査項目について、評価の視点ごとに、次の表に示す5段階評価に基づき各委員が個別に評価を行った上、選定委員会における協議により、最終評価を決定し内容点を算出する。

表2 提案内容評価の得点化方法

評価	判断基準	得点化方法
A	特に優れている	配点 ×100%
B	AとCの中間程度	配点 ×75%
C	優れている	配点 ×50%
D	CとEの中間程度	配点 ×25%
E	特筆すべき提案がない (要求水準における最低限のレベルである)	配点 ×0%

(3) 見積価格に関する事項の得点化方法

開札を行い、見積書に記載された金額が、募集要項2(8)に規定する金額の範囲内であることを確認するとともに、次の方法により得点を付与し価格点を算出する。

なお、開札の結果、見積書に記載された金額が、募集要項2(8)に規定する金額を超える場合は失格とする。

- ア 応募者の中で、最小の見積価格となった提案に対し、価格に関する配点の満点を付与する。
- イ 他の応募者の提案については、最小の見積価格との比率により算出する。得点は小数点第三位以下を四捨五入した値とする。

(算定式)

$\text{提案価格点} = \text{満点 (80点)} - \frac{\text{最小の見積価格との差額}}{0.3 \text{ 億円/点}}$ <p>※1点 = 0.3億円と設定</p>
--

※定量化限度額は設定しない。

(4) 審査項目及び配点

加算審査における審査項目及び配点を、表3に示す。加算審査における各審査項目の配点及び評価の視点については、市が本工事に期待する事項の必要性又は重要性を勘案して設定した。

表3 提案内容の評価項目及び評価ポイント

評価項目		配点	対応する様式	評価ポイント
内容点	I. 環境保全への配慮・地球温暖化対策への貢献			
	①工事中のダイオキシン類の曝露及び拡散防止	2点	5点	様式7-1 ・工事実施にあたり、ダイオキシン類の曝露防止に関する対策（事前調査の計画、作業員の曝露防止、周辺への拡散防止、負圧密閉化及び管理区域の設定、除染作業の手順及び除染完了確認の方法等）について、想定する対策を具体的に示すこと。なお、提案にあたっては、対策の効果と費用を勘案すること。 【対策の具体性と効果について、定性的に評価を行う。】
	②工事中のアスベストの飛散防止	2点		様式7-2 ・工事実施にあたり、アスベストの飛散防止に関する対策（事前調査の計画、作業員の曝露防止、周辺への拡散防止、負圧密閉化及び管理区域の設定、アスベスト除去工法等）について、想定する対策を具体的に示すこと。なお、提案にあたっては、対策の効果と費用を勘案すること。 【対策の具体性と効果について、定性的に評価を行う。】
	③騒音振動等その他の環境保全対策	1点		様式7-3 ・工事の実施にあたり、既存のクリーンセンターを含む周辺施設、施設利用者に配慮した計画（工事中の環境調査、粉じん対策、騒音振動対策、排水対策、工事に伴う近隣対策、その他の環境負荷低減対策等）を具体的に示すこと。なお、提案にあたっては、対策の効果と費用を勘案すること。 【対策の具体性と効果について、定性的に評価を行う。】
	II. 安全・安心・安定性			
	①工事中の安全対策	3点	3点	様式7-4 ・工事中の車両・人動線について具体的に示すこと。特に、敷地内で稼働を継続するクリーンセンターや収集事業課の利用者（施設従事者を含む）との動線分離や、取り合い部での安全対策について具体的に示すこと。 【対策の具体性と効果について、定性的に評価を行う。(2.0点)】 ・同種の解体工事の施工実績件数について具体的に示すこと。なお、同種の解体工事とは、募集要項4（2）エに示すごみ焼却施設（一般廃棄物焼却施設）の解体工事の元請け完工実績とする。 【実績件数について、定量的に評価を行う。すなわち、1件⇒E評価、5件⇒A評価とし、その間の実績件数については按分にて評価を行う。(1.0点)】
	III. 経済性・効率性			
	①工期の短縮	8点	8点	様式7-5 ・工事の全体スケジュールを具体的に示し、工期を短縮するための工夫を示すこと。特に、複数の工程の並行化や、除染工程における分析待ち期間短縮や手戻りの防止、狭小敷地内での解体工事を行うにあたっての工夫（取合いの調整や、工事期間短縮・工事遅延防止のための対策等）について具体的に示すこと。 【要求水準書記載の標準工期（30カ月）からの短縮期間に応じて定量的に評価を行う。すなわち、30カ月（要求水準通り）⇒E評価、24カ月⇒A評価とし、その間の提案については按分にて評価を行う。また、示された工夫の具体性に依りて定性的に評価の調整を行う。】
	IV. その他の提案			
	①地域経済への貢献	3点	3点	様式7-6 ・本工事における地元企業の活用内容と活用規模・金額（施工体制台帳等で履行が確認できるもの）について、具体的に示すこと。なお「地元企業」とは、本市に本社・本店、支店・営業所、工場等を有するものとする。地元企業発注額として計上してよい下請の階層は問わないが、二重に計上することのないこと。（例えば、地元企業から地元企業への発注を行う場合、上位の地元企業でのみ計上すること。） 【地元企業への発注予定金額の提案に基づき、次のとおり得点化する。⇒配点3点 × 応募者の見積額 ÷ 応募者中の最高見積額】
V. 公共性（施策反映）評価				
公共性（施策反映）評価（その1） （共同企業体の場合は代表企業）	0.5点	1点	様式7-7～12 ・障害者の積極的雇用 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に係る障害者の雇用義務がある業者で、雇用する障害者数が法定雇用障害者数以上あるか。障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に係る障害者の雇用義務がない業者で、障害者の雇用があるか。 【雇用者数に応じて評価を行う。】 ・子育て支援への取組 結婚・妊娠・出産・育児への支援、子育てしやすい環境づくり・・・など 法定を上回る育児休業制度を就業規則で制定 職場復帰しやすい環境の整備 子育て中の従業員向けの相談体制の整備・・・など 【取組の有無に応じて評価を行う。】 ・ジェンダー平等の推進に関する取組 仕事と家庭との両立のための環境整備、セクシャル・ハラスメントの防止、事業活動における方針の立案及び決定に男女が共同して参画する機会の確保・・・など フレックスタイム制、在宅勤務制度など セクハラについて相談や苦情のための特別窓口又はカウンセラーの設置 性別により評価することがないよう人事考課基準を明確化 事業所内託児所施設の設置・・・など 【取組の有無に応じて評価を行う。】	

評価項目		配点	対応する様式	評価ポイント
				<ul style="list-style-type: none"> ・若年雇用者育成のための取組 エルダー制度など若手従業員を個別実地に熟練者が育成するような制度を事業所として制定（単なる研修は除く）・・・など 【制度の有無に応じて評価を行う。】 ・更生支援のための取組 保護観察所への協力雇用主としての登録があるか 【登録の有無に応じて評価を行う。】 刑事施設出所者、少年院出院者、保護観察対象者又は更生緊急保護対象者を雇用するための具体的な受入制度や採用枠等の整備 など※保護観察所への協力雇用主としての登録がある場合に限る 【取組の有無に応じて評価を行う。】 ・労働安全衛生のための取組 厚生労働省から安全衛生優良企業の認定を受けているか 【認定の有無に応じて評価を行う。】 <p>【上記の評価結果の件数に応じて、0件⇒E評価、7件⇒A評価とし、その間の件数については按分にて評価を行う。(0.5点)】</p>
	公共性（施策反映）評価（その2） （共同企業体の場合は代表企業）	0.5点	様式 7-13～15	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業における女性定着（活躍）に向けた取組 建設業（土木、建築）で定められる監理技術者資格を所有している女性技術者（1名以上）の雇用があるか（本工事への従事は問わない） 【取組の有無に応じて評価を行う。】 ・建設業における時間外労働の上限規制（働き方改革）に伴う取組 公共工事の現場において、週休二日制または、交代制週休二日制等の取組を実施したことがあるか 【取組の有無に応じて評価を行う。】 ・建設 DX の取組 公共工事において、デジタル技術（AI、ICT、IoT、i-Construction、ICT 建機、BIM、遠隔臨場、電子納品など）を取り込んで施工した実績があるか 【実績の有無に応じて評価を行う。】 <p>【上記の評価結果の件数に応じて、0件⇒E評価、3件⇒A評価とし、その間の件数については按分にて評価を行う。(0.5点)】</p>
価格点	見積価格に関する事項	80点	見積書	
合計		100点		

※内容点の合計が6点を下回る場合は失格とする。

6 優先交渉権者の選定

市は、選定委員会の審査結果を踏まえ、優先交渉権者を選定する。